

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新				旧			
1.業務規程第111条第1項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。				1.業務規程第111条第1項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。			
(1) 株券				(1) 株券			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	(略)	(略)		預託手数料	(略)	(略)	
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）	(1) 1日の振替株数が5千万株以下の部分 (2) 1日の振替株数が5千万株超7千万株以下の部分 (3) 1日の振替株数が7千万株超1億株以下の部分 (4) 1日の振替株数が1億株超3億株以下の部分 (5) 1日の振替株数が3億株を超える部分 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については	1株につき 0.0045円 (1)の料率の70% (1)の料率の60% (1)の料率の50% (1)の料率の40% 1株につき 0.00225円	振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）	(1) 1日の振替株数が5千万株以下の部分 (2) 1日の振替株数が5千万株超1億株以下の部分 (3) 1日の振替株数が1億株を超える部分 ただし、同一参加者の区分口座間の振替については	1株につき 0.0045円 (1)の料率の70% (1)の料率の50% 1株につき 0.00225円
	(略)	(略)			(略)	(略)	
交付手数料	(略)	(略)		交付手数料	(略)	(略)	
保管手数料	口座残高を有する参加者（質権者）	(1)～(8) (略) (9) 日々の保管残高の株数が300億株超500億株以下	(1)の料率の5%	保管手数料	口座残高を有する参加者（質権者）	(1)～(8) (略) (9) 日々の保管残高の株数が300億株を超える部分	(1)の料率の5%

者を含む。)	の部分 (10) 日々の保 管残高の株 数が500億株 を超える部 分	(1)の料率の 2.5%
--------	--	-----------------

(注) 1. ~ 4. (略)

(2)新株予約権付社債

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) (略)

(3)投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1.・2. (略)

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
預託手数料	(略)	(略)
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	(1) 1日の振替 □数が5万 □以下の部分 1口につき 4.5円 (2) 1日の振替 □数が5万 □超7万口 以下の部分 (1)の料率の 70% (3) 1日の振替 □数が7万 □超10万口 以下の部分 (1)の料率の 60% (4) 1日の振替 □数が10万 □超30万口 以下の部分 (1)の料率の 50% (5) 1日の振替 □数が30万 □を超える部分 (1)の料率の 40% ただし、同一 参加者の区分 1口につき 2.25円

者を含む。)	(新設)
--------	------

(注) 1. ~ 4. (略)

(2)新株予約権付社債

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) (略)

(3)投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1.・2. (略)

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
預託手数料	(略)	(略)
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	(1) 1日の振替 □数が5万 □以下の部分 1口につき 4.5円 (2) 1日の振替 □数が5万 □超10万口 以下の部分 (1)の料率の 70% (3) 1日の振替 □数が10万 □を超える部分 (1)の料率の 50% ただし、同一 参加者の区分 口座間の振替 については 1口につき 2.25円

		口座間の振替 については	
	(略)	(略)	(略)
交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)
保 管 手 数 料	保管残高を有する参加者（質権者を含む。）	(1)～(8) (略) (9)日々の保管残高の口数が3,000万口超5,000万口以下の部分 (10)日々の保管残高の口数が5,000万口を超える部分	(1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

(注)1.・2. (略)

(4)投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	(略)	(略)	
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4) 1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5) 1日の振替口数が30万口を超える部分	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%
	ただし、同一参加者の区分	1口につき 2.25円	

	(略)	(略)	(略)
交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)
保 管 手 数 料	保管残高を有する参加者（質権者を含む。）	(1)～(8) (略) (9)日々の保管残高の口数が3,000万口を超える部分 (新設)	(1)の料率の 5%

(注)1.・2. (略)

(4)投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	(略)	(略)	
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超10万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が10万口を超える部分	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 50%
	ただし、同一参加者の区分 口座間の振替については	1口につき 2.25円	

		口座間の振替 については	
	(略)	(略)	(略)
交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)
保 管 手 数 料	保管残高を有する参加者（質権者を含む。）	(1)～(8) (略) (9)日々の保管残高の口数が3,000万口超5,000万口以下の部分 (10)日々の保管残高の口数が5,000万口を超える部分	(1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

(注)1.～3. (略)

(5)協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	(略)	(略)	
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4) 1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5) 1日の振替口数が30万口を超える部分	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%
	ただし、同一参加者の区分	1口につき 2.25円	

	(略)	(略)	(略)
交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)
保 管 手 数 料	保管残高を有する参加者（質権者を含む。）	(1)～(8) (略) (9)日々の保管残高の口数が3,000万口を超える部分 (新設)	(1)の料率の 5%

(注)1.～3. (略)

(5)協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	(略)	(略)	
振替手数料	口座振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超10万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が10万口を超える部分	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 50%
	ただし、同一参加者の区分 口座間の振替については	1口につき 2.25円	

		口座間の振替 については	
	(略)	(略)	(略)
交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)
保 管 手 数 料	保管残 高を有 する参 加者 (質権 者を含 む。)	(1)~(8) (略) (9)日々の保管 残高の口数 が3,000万口 超5,000万口 以下の部分 (10)日々の保 管残高の口 数が5,000万 口を超える 部分	(1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

(注)1.・2. (略)

2.業務規程第111条第2項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注)1.~5. (略)

附 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

	(略)	(略)	(略)
交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)
保 管 手 数 料	保管残 高を有 する参 加者 (質権 者を含 む。)	(1)~(8) (略) (9)日々の保管 残高の口数 が3,000万口 を超える部 分 (新 設)	(1)の料率の 5% (新 設)

(注)1.・2. (略)

2.業務規程第111条第2項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注)1.~5. (略)